

◆【県通知】『農地法の適正な運用に係る留意事項について』別紙様式例一覧表

別紙様式番号	様式名	様式の根拠通知等	農地法上の 関係条文	特記事項
1	耕作証明願・耕作証明書（参考例）	県通知 別紙様式例第1号	3	
2	農地所有適格法人要件の適格説明書（参考例）	県通知 別紙様式例第2号	3	
3	農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト	県通知 別紙様式例第3号	4、5	
4-1	（農地法第4条）許可申請書に係る意見書	県通知 別紙様式例第4号の1	4、5	国事務処理要領 様式例第4号の3改
4-2	（農地法第5条）許可申請書に係る意見書	県通知 別紙様式例第4号の2	4、5	国事務処理要領 様式例第4号の3改
5	諮問依頼書（参考例）	県通知 別紙様式例第5号	4、5	
6	答申書（参考例）	県通知 別紙様式例第6号	4、5	
7	営農型太陽光発電設備の一時転用許可に係る説明書（参考例）	県通知 別紙様式例第7号	4、5	
8	農地転用許可申請総括表	県通知 別紙様式例第8号	4、5	
9-1	農地法第4条関係係申請明細書	県通知 別紙様式例第9号の1	4、5	
9-2	農地法第5条関係係申請明細書	県通知 別紙様式例第9号の2	4、5	
10	事業進捗状況管理表	県通知 別紙様式例第10号	4、5	
11	土地改良区の意見書（参考例）	県通知 別紙様式例第11号	4、5	農地法施行規則第30条第6号（第57条の2第2項第3号）
12	農地転用許可後の事業計画変更承認申請書	県通知 別紙様式例第12号	4、5	
13	農地転用事業計画変更承認書	県通知 別紙様式例第13号	4、5	
14	事業計画変更関係係申請明細書	県通知 別紙様式例第14号	4、5	
15	買受適格証明願（参考例）	県通知 別紙様式例第15号	4、5	
16	許可申請取下願（参考例）	県通知 別紙様式例第16号	4、5	
17	融資（見込）証明書（参考例）	県通知 別紙様式例第17号	4、5	
18	転用資金に係る確約書（参考例）	県通知 別紙様式例第18号	4、5	
19	贈与契約書（参考例・記載例）	県通知 別紙様式例第19号	4、5	
20	地域計画区域内における一時転用等同意書（参考例）	県通知 別紙様式例第20号	4、5	
21	地域計画区域内における砂利採取目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書（参考例）	県通知 別紙様式例第21号	4、5	
22	雇用実績の報告状況等管理表	県通知 別紙様式例第22号	4、5	
23	農地転用許可指令書	県通知 別紙様式例第23号	4、5	
24	農地転用許可（・承認）後の工事進捗状況報告書	県通知 別紙様式例第24号	4、5	
25	土地現況確認申請書	県通知 別紙様式例第25号	4、5	
26	農地転用許可（・承認）後の工事完了報告書	県通知 別紙様式例第26号	4、5	
27	土地現況確認書	県通知 別紙様式例第27号	4、5	
28	一時転用許可（・承認）に係る工事完了報告書	県通知 別紙様式例第28号	4、5	
29	催告書（参考例）	県通知 別紙様式例第29号	4、5	
30	農地台帳非登録確認申請書（参考例）	県通知 別紙様式例第30号	4、5	
31	農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認申請書（参考例）	県通知 別紙様式例第31号	4、5	
32	農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認書（参考例）	県通知 別紙様式例第32号	4、5	
33	農地台帳非登録確認書（参考例）	県通知 別紙様式例第33号	4、5	
34	農地の無断転用に對する措置についての照会書	県通知 別紙様式例第34号	4、5	
35	許可があったことの証明願（参考例）	県通知 別紙様式例第35号	4、5	
36	許可があったことの証明書（参考例）	県通知 別紙様式例第36号	4、5	
37	違反転用事案報告書提出に係る勧告書（参考例）	県通知 別紙様式例第37号	51	農業委員会法第35条第1項
38	違反転用事案処理簿	県通知 別紙様式例第38号	51	
39	非農地通知書（参考例）	県通知 別紙様式例第39号	20	
40	非農地通知一覧表（参考例）	県通知 別紙様式例第40号	30	

（注）

1 国事務処理要領…「農地法関係事務処理要領の制定について」（平21 21経営4608・21農振1599 農林水産省経営局長・農村振興局長通知）

2 県通知…「農地法の適正な運用に係る留意事項について」（令7 農村1025 岐阜県農政部長通知）

3 ○○改…○○の様式を一部改変しているもの

4 （参考例）…参考様式例

(別紙様式例第1号) 耕作証明願・耕作証明書(参考例)

証 明 願

年 月 日

農業委員会会長 様

申請者 住所
氏名

私が、下記農地を現に耕作していることを証明願います。

記

農地の所在・地番	地 目	地積 (㎡)	自作貸借別	貸借の場合所有者	摘 要
計					

証 明 書

農委証第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

農業委員会会長

※証明書については、この参考例を踏まえ、各農業委員会において、適宜、様式を定めることができるものとする。

農地所有適格法人要件の適格説明書

年 月 日提出

農業委員会会長 様

法人名 :

代表者 役職・氏名 :

主たる事務所の所在地 :

電話番号 :

代表者の住所 :

電話番号 :

記入者 所属・役職・氏名 :

電話番号 :

1 経営農地等の状況

経営農地等の有無: 有・無

<経営農地等がある場合>

市町村名	権利の種別	計(㎡)	田	畑	採草放牧地	備考
	☐ 所有権 ☐ 使用収益権					
	☐ 所有権 ☐ 使用収益権					
	☐ 所有権 ☐ 使用収益権					

2 権利取得を予定している農地等

(1) 所有権の移転によるもの

所在地	地目	面積(㎡)	所有者氏名	根拠法令	取得予定年月
				☐ 農地法 ☐ 農業経営基盤強化促進法 ☐ 農地中間管理法	年 月
				☐ 農地法 ☐ 農業経営基盤強化促進法 ☐ 農地中間管理法	年 月
計	—		—	—	—

(2) 使用収益権の設定又は移転によるもの

所在地	地目	面積(㎡)	所有者氏名	根拠法令	取得予定年月
				☐ 農地法 ☐ 農業経営基盤強化促進法 ☐ 農地中間管理法	年 月
				☐ 農地法 ☐ 農業経営基盤強化促進法 ☐ 農地中間管理法	年 月
計	—		—	—	—

(3) 権利取得を予定している農地等の所有者に係る認定経営発展法人該当の有無
有・無

3 法人の形態

☐ 会社法上の法人

☐ 株式会社（全株式譲渡制限会社）

☐ 特例有限会社

☐ 合名会社

☐ 合資会社

☐ 合同会社

☐ 農業協同組合法上の法人

☐ 農事組合法人（☐ 共同利用施設の設置・農作業の共同化 ☐ 農業経営）

4 法人の定款に定める事業

☐ 農業

☐ 農業関連事業（自己の農畜産物を使用する製造・加工、貯蔵、運搬、資材生産、農作業受託等）

☐ 共同利用施設の設置・農作業の共同化

☐ その他農業以外の事業（会社法上の法人のみ）

5 事業の状況

年度

農業				左記農業以外の事業	
生産する農畜産物		関連事業等			
内 容	売上(円)	内 容	売上(円)	内 容	売上(円)
計		計		計	

年度

農業				左記農業以外の事業	
生産する農畜産物		関連事業等			
内 容	売上(円)	内 容	売上(円)	内 容	売上(円)
計		計		計	

年度

農 業				左記農業以外の事業	
生産する農畜産物		関連事業等			
内 容	売上(円)	内 容	売上(円)	内 容	売上(円)
計		計		計	

6 構成員（出資者）の状況

氏名又は名称	住所又は 主たる事務所の所在地	議決権の数 (株式数等)		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況			
		株主 総会	種類 株主 総会	農地等の 提供面積 (㎡)	農業への年間従事日数		農作業委託 の内容
					直近 実績	翌事業年度 の計画	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

7 業務執行役員の状況

氏 名	住 所	国籍等		役職	農業への年間従事日数		
		在留資格 又は 特別 永住者	在留期間 及び 在留期間の 満了の日		直近実績	翌事業年度 の計画	必要な農作業への 年間従事日数

8 重要な使用人の状況

氏 名	住 所	国籍等		役職	農業への年間従事日数		
		在留資格 又は 特別 永住者	在留期間 及び 在留期間の 満了の日		直近実績	翌事業年度 の計画	必要な農作業への 年間従事日数

9 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 農業に関する法令違反の有無

有・無

(2) 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったことの有無

有・無

10 その他参考となるべき事項

11 添付資料

(1) 定款

(2) 組合員名簿又は株主名簿

(3) 直近3年間の法人の損益計算書（又は事業計画書・事業目論見書）の写し

(4) 構成員や業務執行役員の農業及び農作業の状況が確認できる書類（業務日誌等）

(5) その他記載事項が確認できる書類等農業委員会が提出を求めるもの

(記載要領)

1 経営農地等の状況

- ・法人が経営する農地等の所在市町村ごと、権利の種別ごとに記入してください。
- ・複数市町村にまたがる場合には、「農地面積（㎡）」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。

2 権利取得を予定している農地等

- ・「地目」欄については「田」又は「畑」を記入してください。また、採草放牧地の場合は「採」を記入してください。
- ・「根拠法令」欄は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づく権利設定等を予定している場合は「農地法」に☑を、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農用地利用集積計画に基づく権利設定等を予定している場合は「基盤法」に☑を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画に基づく権利設定を予定している場合は「農地中間管理法」に☑を記入してください。
- ・農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、「有」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。

3 法人の形態（該当するものに☑）

- ・「全株式譲渡制限会社」：公開会社でないもの。発行する株式の全てについて、譲渡により取得する場合には、株式会社の承認を要する旨を定款に定めている会社をいいます。
- ・「特例有限会社」：平成18年5月1日に会社法（平成17年法律第86号）が施行され、有限会社は株式会社に統合されたが、既存の有限会社は、有限会社の名称のまま株式会社として存続することができます。なお、新たに有限会社を設立することはできません。
- ・農事組合法人は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定された法人の形態で、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行う「1号法人」（農協法72条10項1号に規定）と、農業の経営を行う「2号法人」（農協法72条10項2号に規定）、その両方の事業を行う「1・2号法人」とに分類されます。
- ・「1号法人」は農地所有適格法人の形態要件を満たしません。

4 法人の定款に定める事業（定款の事業目的の全てに☑）

- ・「農業」と「農業関連事業」の内容については以下のとおりです。

＜農地所有適格法人の事業要件＞

★農業：耕作、養畜、養蚕、養蜂等

★その農業に関連する事業

- ① 自己の生産した農畜産物（他から購入したものを加えることも可能）を原料又は材料として使用する製造又は加工
- ② 自己の生産した農畜産物、林産物、その生産・加工に伴い副次的に得られた物品（動植物由来でエネルギー源として利用できるものに限る）を原料（他から購入した物品を併せて用いる場合も含む）として製造した燃料を用いた電気又は熱の供給
- ③ 自己の生産した農畜産物（他から購入したものを加えることも可能）の貯蔵・運搬・販売
- ④ 農業生産に必要な資材の製造
- ⑤ 農作業の受託
- ⑥ 農業と併せ行う林業
- ⑦ 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化事業（ライスセンター設置運営や水稻共同防除等）
- ⑧ 農山漁村余暇法に規定する滞在型余暇活動を行うための施設の設置、運営等（農林漁業体験民宿等）
- ⑨ 営農型発電設備又は農作物栽培高度化施設に設置した太陽光発電設備による電気の供給

★その他の事業（例）民宿、キャンプ場、造園業、除雪作業等

（注）農事組合法人は農業協同組合法の規定により、農業と関連事業しか行えないなど、事業に制限があります。

5 事業の状況（法人の事業の売上の過半が、農業及び農業関連事業の売上が占めるか）

- ・前事業年度から過去3ヵ年（異常気象等により農業等の売上が著しく低下した年が含まれているなどの場合には、提出先の農業委員会との協議を踏まえ、当該年を除いた直近3ヵ年）の状況を記入してください。
- ・法人の事業開始から3ヵ年以上経過していない場合等は、事業計画書や事業目論見書等の内容に基づいた今後の計画を含め、3ヵ年分を記入してください。

6 構成員（出資者）の状況（農業関係者の議決権が総議決権の過半であるか）

- ・「農業関係者」とは、
 - ① 農地の権利提供者
 - ② その法人の農業の常時従事者（原則として年間150日以上に従事）
 - ③ 基幹的な農作業を委託した個人
 - ④ 地方公共団体、農協、農地中間管理機構、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等をいいます。
- ・「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- ・翌事業年度の計画の欄は、提出日の属する事業年度の翌年度の計画を記載してください。

7 業務執行役員の状況（その法人の農業の常時従事者たる構成員（出資者）が役員の過半か、かつ、役員又は重要な使用人のうち、1人以上がその法人の農作業に年間60日以上従事するか）

- ・「業務執行役員」とは、理事、取締役又は業務を執行する社員をいいます。
- ・「農業への年間従事日数」には、法人が行う農業及び農業関連事業に関する会議や打ち合わせ、販売や営業、集金、経理等の業務への従事が含まれます。
- ・「農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取替え等耕作又は養畜の事業に直接必要な作業をいいます。
- ・国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。

8 重要な使用人の状況

- ・「重要な使用人」とは、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、

その法人の農業に権限及び責任を有し、地域との調整役として対応できる者をいいます。

9 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

- 農地法その他の農業に関する法令とは、「農地法」（昭和27年法律第229号）、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）、「種苗法」（平成10年法律第83号）、「農薬取締法」（昭和23年法律第82号）」をいいます。
- 権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況を記載してください。

10 その他参考となるべき事項

＜記載事項の例＞

- 法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）において農地等の権利を取得し耕作又は養畜の事業を行っている場合には、その住所及び電話番号並びに責任者氏名、従たる事務所（支店、支所、分場等）における事業の状況及び農業従事者の状況等
- 法人の事業内容の変更、法人の形態の変更等、法人経営上重大な変更があった場合には、その旨
- 法人の所有している（または利用している）農業用機械や農業施設の状況等

【参考】

＜農地の権利を取得する法人の種類＞

- 農地法上、法人による農地の権利取得は、**農地所有適格法人と一般法人（リース方式）**の2類型を規定
- **農地の所有**は、農業関係者が地域で協同して農業を営む性格を有する**農地所有適格法人に限定**
- **農地の賃借**は、農地所有適格法人以外の**一般法人でも可能**

	農地所有適格法人 (農地を所有できる法人)	一般法人(リース方式)
法人の性格	○ 農業関係者が地域で協同して農業を営むという性格を有する法人	○ 経営の柱が農業分野以外の法人
法人の要件	○ 議決権：農業関係者が議決権の過半 ○ 法人形態：株式会社(非公開会社)、持分会社等 ○ 事業：売上高の過半が農業・関連事業(加工販売等) ○ 役員：①役員の過半が農業に常時従事 ②役員又は重要な使用人の1人以上が農作業従事	○ 株式の譲渡自由 ○ 役員又は重要な使用人の1人以上が農業に常時従事
経営方針の決定	○ 農業関係者の意向が経営に反映	○ 農外関係者の意向が経営に反映
懸念払拭措置	○ 上記の要件を欠いた場合、国が買収	○ 農地を不適正に利用した場合、所有者に賃借地を返還

＜農地所有適格法人の要件＞

1. 法人形態要件 株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社

2. 事業要件 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業※を含む。)[売上高が過半]

- 〔関連事業〕
- ・ 農畜産物の製造・加工
 - ・ 農畜産物の貯蔵、運搬、販売
 - ・ 農業生産に必要な資材の製造
 - ・ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置・運営等(例えば、農家民宿)

3. 議決権要件

農業関係者	・ 法人の行う農業に常時従事する個人 ・ 農地の権利を提供した個人 ・ 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人 ・ 基幹的な農作業を委託している個人 ・ 地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会	総議決権の過半
農業関係者以外	(制限なし)	総議決権の2分の1未満

4. 役員要件 ① 役員の過半が、法人の行う農業に常時従事する構成員(原則年間150日以上)であること
② 役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事(原則年間60日以上)すること

〔出典〕農林水産省作成資料

(別紙様式例第3号) 農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(1)

市町村名: 0

整理番号: 0

申請条項 : ☐ 法第4条 ☐ 法第5条

農地区分 : ☐ ア 農振農用地 ☐ イ 甲種農地 ☐ ウ 第3種農地 ☐ エ 積極第2種農地 ☐ オ 第1種農地 ☐ カ その他第2種農地

用途: 0

面積 (㎡): 0

※大規模案件(3,000㎡を超える(一時転用を除く。))は申請書類一式を県庁へ送付(5条恒久転用は原本、その他は写し)

1 申請に係る事項等

確認事項		確認内容等	適正	不適	非該当	備考
(1)	申請者の住所・氏名					
	譲受人(賃借人等) ※4条の場合、転用事業者					
	住所	0	-	-	-	
	氏名	0	-	-	-	
	譲渡人(賃貸人等)					
	住所	0	-	-	-	
(2)	申請土地					
	所在地番		-	-	-	
	地目別面積					OK
	田(㎡)	0	-	-	-	
	畑(㎡)	0	-	-	-	
	採草放牧地(㎡)	0	-	-	-	
	その他(㎡)	0	-	-	-	
(3)	申請土地の所在する区域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ その他の区域	-	-	-	
	事業計画					
	用途	0	-	-	-	
(4)	工事計画	着工 年 月 日 完工 年 月 日	-	-	-	
	申請に係る権利の内容	☐ 所有権の移転 ☐ 権利の設定 設定する権利の種類:	-	-	-	※4条申請の場合、記載不要

2 農地転用許可基準に基づく検討状況

確認事項		確認内容等	適正	不適	非該当	備考
(1)	農地の区分					
	許可基準に定める農地区分の該当事項	#N/A	-	-	-	
	該当事項とした判断理由					※申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街化の状況について、根拠となる図面等の資料に基づく説明を盛り込みつつ、判断理由を明確に記載する。
(2)	転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合					
	甲種農地	面積(㎡): 割合(%): #DIV/0!	-	-	-	
	第1種農地	面積(㎡): 割合(%): #DIV/0!	-	-	-	
	その他	面積(㎡): 割合(%): #DIV/0!	-	-	-	
	計	面積(㎡): 0 割合(%): #DIV/0!	-	-	-	※許可基準(2-1-(1)-イ-(イ)-f)、(2-1-(1)-ウ-(イ)-e)の場合に注意する。第1種:1/3以内、甲種:1/5以内
(3)	検討事項	検討結果 ※例外許可事由に該当する理由について、根拠となる資料に基づく説明を盛り込みつつ、判断理由を明確に記載する。				
	ア 農地区分と転用目的	農地区分:	0			
		転用目的:	0			
		許可基準:				※申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由
	イ 資力及び信用	事業費:				
		資金:				
	ウ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況					
	エ 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性					
	オ 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み					
	カ 農地以外の土地の利用見込み					
	キ 計画面積の妥当性					
	ク 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性					
	ケ 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無					
	コ 農地の利用の集積への支障の有無					
	サ 一時転用である場合にはその妥当性					
	シ 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況					

確認事項		確認内容等	適正	不適	非該当	備考
(4)	特定土地改良事業等関係				☐	※非該当の場合、2(4)において以下記載不要
	事業の種類		-	-	-	
	事業施行者		-	-	-	
	施行面積 (㎡)		-	-	-	
	申請地に関する面積 (㎡)		-	-	-	
	施行時期		-	-	-	
(5)	都市計画との関係					
	都市計画区域決定の有無	☐ 計画区域内 ☐ 計画区域外	-	-	-	(告示 年 月 日)
	都市計画法8条の地域地の決定状況	地域地区の種類: ☐ 決定なし	-	-	-	
(6)	農業振興地域整備計画との関係					
	農業振興地域決定の有無	☐ 振興地域内 ☐ 振興地域外	-	-	-	(告示 年 月 日)
	農用地区域決定の有無	☐ 農用地区域内 ☐ 農用地区域外	-	-	-	(決定 年 月 日)
(7)	地域計画との関係					
	地域計画決定の有無	☐ あり ☐ なし	-	-	-	
	(一時転用の場合)協議の場の開催状況	☐ 開催済み ☐ 未開催	-	-	-	(開催日: 年 月 日)
	(一時転用の場合)農業を担う者の状況	復元後、地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが ☐ 確実 ☐ 不確実	-	-	-	
(8)	その他の土地利用等との関係		-	-	-	
		—				

3 総合判断

☐ 許可相当	☐ 不許可相当
(理由)	
1. 立地基準	
農地区分: 0、要件:	
#N/A	
2. 一般基準	
申請地の周囲の状況 : (北)、(南)、(東)、(西)	
土砂等の流出防止対策 :	
雨水の処理方法 :	
生活雑排水の処理方法 :	
よって、周辺農地等への営農支障は認められない。	
その他、2(3)検討結果のとおり。	

4 許可が相当と認められる場合に付すべき条件

—

<留意事項>

- 「農地の区分」欄には、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成10年11月1日付け10構改B第1067号農林水産事務次官通知。以下「改正通知」という。)第4の1に規定する甲種農地、第1種農地・(甲種農地以外の農地)、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 「農地区分」の「許可基準に定める農地区分の該当事項」欄には、改正通知の区分に従い、例えば第1種農地にあつては、「改正通知第4の1の(2)の①のア」のように、第2種農地にあつては、「改正通知第4の1の(5)の①のアの(ア)」のように記載する。
- 2(7)「地域計画決定の有無」欄には、申請地が地域計画の区域内の農地である場合は「あり」、区域外の農地である場合は「なし」と記載する。

※ 本チェックリストは、農地法の趣旨に反しない範囲において修正が可能。

(別紙様式例第3号) 農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

市町村名: 0

整理番号: 0

申請条項: 未選択

農地区分: 0

用 途: 0

面 積: 0

1 農業委員会の意見書の確認について

	確認事項	確認内容等	適正	不適	非該当	備考
1	申請に係る権利の種類	所有権移転、賃借権の設定等	☐	☐	☐	
2	事業計画欄	用途・工事計画欄に記載漏れがないか	☐	☐	☐	
3	農地区分	判断理由に誤りがないか	☐	☐	☐	
4	農地区分が判断できる資料	判断根拠となる図面等を添付	☐	☐	☐	
5	許可基準	意見決定理由欄に記載があるか	☐	☐	☐	
6	他法令の許可の要否	他法令の許可が必要な場合は、意見決定理由欄に記載	☐	☐	☐	申請状況、許可見込み等の記載
7	特定土地改良事業等関係	記載漏れがないか	☐	☐	☐	過去の事業も記載
8	農用地区域決定の有無	農振除外日の記載漏れがないか	☐	☐	☐	
9	総合意見	許可不相当・不許可とする場合、根拠条文を記載	☐	☐	☐	

2 添付書類等の確認(共通)

	書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1	農業委員会の意見書	必要事項等に記載漏れがないか	☐	☐	☐	
2	農地区分が判断できる資料	判断根拠となる図面を添付	☐	☐	☐	
3	許可申請書		☐	☐	☐	
4	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る(照会番号の提供可)	☐	☐	☐	
5	位置図(縮尺10,000分の1～50,000分の1程度)	申請地周辺の土地利用状況が確認できる図面	☐	☐	☐	
6	公図の写し等	土地の地番を表示する図面	☐	☐	☐	
7	申請地付近の現況を示す図面	住宅地図の写し、申請者が作成した地図等	☐	☐	☐	
8	配置図(縮尺500分の1～2,000分の1程度)	建物又は施設の面積、位置、形状等	☐	☐	☐	
9	土地利用計画図	建物又は施設の平面図	☐	☐	☐	転用事業の実現性、必要最小限な土地利用であることを確認 ※太陽光発電設備の場合 パネル面積: 発電出力: 事業費:
10	被害防除措置に関する書面		☐	☐	☐	
11	資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面	資金証明書(預金残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写し(許可を申請する者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族のものに限る。))等	☐	☐	☐	

3 添付書類の確認(選択)

	書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1	申請者が法人の場合	法人の登記事項証明書・定款・寄付行為の写しのいずれか	☐	☐	☐	
2	一時転用申請の場合	「農地復元に関する誓約書」、「工事工程表」、「農地の復元に関する土地所有者との契約書又は同意書の写し(砂利採取の場合は加えて必要)」	☐	☐	☐	許可期間は転用目的を達成することができる必要最小限の期間。 農振農用地の場合、許可期間は3年以内。
3	所有権以外の権原に基づいて申請する場合	所有者の同意があったことを証する書面	☐	☐	☐	
4	賃借権等に基づく耕作者がいる場合	耕作者の同意があったことを証する書面	☐	☐	☐	
5	他法令による行政庁との許認可、関係機関との協議を要する場合	他法令による許認可等があったことを証する書面	☐	☐	☐	
6	申請地が土地改良区域内にある場合	土地改良区の意見書(「意見書の内容は転用を可とする」ものか)	☐	☐	☐	過去の事業も記載
7	当該事業に関連する取水、排水について水利権者、漁業権者等の同意を得ている場合	水利権者、漁業権者等の同意があったことを証する書面	☐	☐	☐	
8	土地登記簿上の所有者の住所と現住所が異なる場合	住民票の写し又は戸籍の附票(コピー可)	☐	☐	☐	
9	農地取得後3年未経過の農地を転用する場合	農地取得後3年未経過で転用する理由書	☐	☐	☐	相続等の場合は除く
10	相続登記未済の場合	①相続を証する書面(戸籍謄本)、②相続関係説明図、③他の相続人の相続放棄を証する書面、④相続分不存在証明書は添付されているか	☐	☐	☐	【必須】①及び② 【選択】③又は④ なお、登記官による認証付きの「法定相続情報一覧図の写し」が添付された場合、①及び②は不要
11	一筆の一部を転用する場合	地積測量図又はそれに準ずる実測図等	☐	☐	☐	
12	土地改良事業の一時利用指定地を転用する場合	「一時利用地の指定通知(写)」 「改良区の理事会議事録(謄本)」等	☐	☐	☐	
13	転用目的が貸駐車場、貸資材置場、貸店舗等貸すことを前提とした施設である場合	借主が特定できる書類(契約書の写し等)	☐	☐	☐	
14	農家の安定的な就業機会確保を理由に第1種農地を転用する場合	「従業員の雇用計画」及び「地元自治体との雇用協定」の写し	☐	☐	☐	
15	農業委員会において特に問題として付議された場合	農業委員会の議事録の写し	☐	☐	☐	
16	その他参考資料		☐	☐	☐	

(別紙様式例第3号) 農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

市町村名: 0

整理番号: 0

申請条項: 未選択

4 添付書類の確認(転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の場合)

書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1 許可申請書	・申請書中の「その他参考となるべき事項」欄等に、次の事項が記載されていること。 ①転用事業者と土地購入者とは売買契約を締結し、当該転用事業者又は当該転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とは当該土地に建設する住宅について一定期間内(おおむね3月以内)に建築請負契約を締結することを約すること。 ②転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とは、①の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。 ③転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。	☐	☐	☐	
2 資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面	・書類は、「2 添付書類等の確認(共通)」と同様。 なお、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと転用事業者が判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設する場合において必要となる資金を含んでいること。	☐	☐	☐	
3 転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案	・その他参考となるべき書類 なお、契約書には次の事項が記載されていること。 「転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とは、一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されること。」	☐	☐	☐	

5 添付書類の確認(転用目的が「再生可能エネルギー発電設備」の場合)

書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1 電力系統連系に同意する見込みがあることを証する書面(電気事業者の電力系統に連系するものに限り。)	・転用事業者が、連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みが確認できる書類 (事業者の変更を伴う場合にあっては、当該変更に係る当事者間の契約書等を確認する。)	☐	☐	☐	
2 <FITの場合> 「事業計画認定通知」又は認定の見込みが分かる書類	・転用事業者が、FIT制度の事業計画認定を受ける見込みが確認できる書類 ・認定の見込みが分かる書類は、「事業計画認定申請書の写し」とする。 (認定に係る設置者の変更を伴う場合にあっては、経済産業省に対する事業計画の変更認定申請書の写しを確認する。)	☐	☐	☐	
3 <非FITの場合> 「売電契約の写し」又は売電に係る計画について説明した書類	・売電に係る計画について説明した書類は、次の事項が確認できる書類とする。 <売電先が確定している場合> ①売電契約の写しを添付できない理由 ②売電先の事業者 <売電先が確定していない場合> ①売電先の候補事業者との売電に係る協議状況 ②売電先を決定する見込み時期 ③転用事業の工事着手時期を示した工程表	☐	☐	☐	

(別紙様式例第3号) 農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

市町村名: 0

申請条項: 未選択

整理番号: 0

6 添付書類の確認(転用目的が「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備」の場合)

書類の種類	書類の内容等	適正	不適	非該当	備考
1 営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図	支柱の高さは最低地上高2m以上を確保。 ※設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らか、かつ良好な営農条件が維持される場合は、最低地上高2m未満でも差し支えない。	☐	☐	☐	
2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書		☐	☐	☐	
3 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類	<ア 下記イ以外の場合> 次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 (ア) 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ (例えば、試験研究機関による調査結果等) (イ) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者(例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等)の意見書 (ウ) 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績(当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において行われているものに限る。) <イ 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合> アの(イ)に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 (ア) 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績 (イ) 単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由	☐	☐	☐	
4 営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者が負担することを証する書面		☐	☐	☐	
5 毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者に提出することを誓約する旨を記載した書面		☐	☐	☐	
6 農地法同時許可申請書の提出確認	ア: 地権者が営農、発電＝4条(支柱等に係る転用) イ: 地権者が営農、地権者以外が発電 ＝5条(支柱等に係る転用)+3条(パネルに係る区分地上権) ウ: 地権者以外が営農、地権者が発電 ＝3条(耕作に係る権利設定)+4条(支柱等に係る転用) エ: 地権者以外が営農、発電 ＝3条(耕作に係る権利設定)+5条(支柱等に係る転用) オ: 地権者以外が営農、地権者以外かつ営農者以外が発電 ＝3条(耕作に係る権利設定)+5条(支柱等に係る転用)+3条(パネルに係る区分地上権)	☐	☐	☐	

7 次の場合は、内容チェック項目に係る確認事項の回答一覧表を作成し県へ提出のこと

チェック対象	チェック内容	適正	不適	非該当	備考
1 大規模案件及び砂利採取案件の場合	申請地名などの読み方を記載 その他開発許可等の手続が完了する見込みがあるか	☐	☐	☐	開発許可等の対象外の場合は「非該当」にチェック
2 「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法)の規制対象の場合	盛土規制法に基づく手続(届出・許可)が完了する見込みがあるか	☐	☐	☐	盛土規制法の対象外の場合は「非該当」にチェック
3 農地の現在の所有者が法人(農地所有適格法人を除く)である場合	法人所有の理由を確認できるか	☐	☐	☐	
4 土地改良事業等の仮換地の転用の場合	施行主体、施行期間、使用収益開始年月日等	☐	☐	☐	
5 転用目的が「貸〇〇」の場合	特定された貸先を確認できるか	☐	☐	☐	
6 転用目的が「宅地分譲」の場合	都市計画法の用途地域等の確認、及び宅建業の許可があるかどうか	☐	☐	☐	
7 転用目的が「砂利採取」「農地の嵩上げ」等の場合	搬入土(埋戻し土)の発生元(工事名・工事等の施工期間等)を確認できるか	☐	☐	☐	
8 追認許可である場合	農地法違反となった経緯の確認及び追認許可である旨	☐	☐	☐	いつから、誰が、どのように農地法違反しているかを確認許可書交付と同時に完了報告書を受領
9 農地区分が「農」「1」「甲」である場合	農業委員会意見書、位置図、土地利用図、許可根拠資料の写しを県に提出	☐	☐	☐	許可基準が「集落接続」等である場合、代替地の検討が必要

8 内容確認項目

チェック内容	適正	不適	非該当	備考
1 申請地の面積が、登記簿(許可申請書)の面積と一致しているか確認	☐	☐	☐	登記簿の地積が著しく事実と相違する場合は除く
2 資金調達についての計画が転用事業の内容から判断し、「妥当な額」であると判断できるか確認	☐	☐	☐	
3 公的書類の発行日は申請日から3ヶ月以内のものとなっているか確認	☐	☐	☐	
4 4条申請人、5条譲受人の住所が他県等遠隔地の場合、遅滞なく用途に供することができるか、事業実施時期について確認	☐	☐	☐	
5 農地区分が「農」「1」「甲」である場合、申請内容が許可基準に合致しているか確認	☐	☐	☐	許可基準が「集落接続」等である場合、代替地の検討が必要
6 農地区分が「1」又は「2」である場合、代替地の検討をしたか確認	☐	☐	☐	
7 一体利用地の有無、利用見込みの確認	☐	☐	☐	
8 転用目的が分譲住宅など、譲受人が宅建業者の場合、宅建業の免許を有していることの確認	☐	☐	☐	

農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト(2)

申請条項: 未選択

- ※ (許可後、)工事進捗状況報告書、工事完了報告書が提出されているか確認
- ※ 本チェックリストは、農地法の趣旨に反しない範囲において修正が可能。

市町村名:	0
整理番号:	0

(別紙様式例第4号の1) (農地法第4条) 許可申請書に係る意見書

様式例第4号の3

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

年 月 日

岐阜県知事 様

〇〇農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所等		住所				氏名								
	申請に係る土地	所在地番	市町村						外筆						
		地目別面積 (㎡)	田		畑		採草放牧地		その他						
		申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域								
事業計画	用途 (住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)														
	工事計画		着工年月日 完了年月日												
農地転用に関する許可基準からみた意見	農地の区分								申請条項	条項		農地	採草放牧地	その他	
	許可基準に定める農地の区分の該当事項									法第4条	所有権に基づく転用 (㎡)				
	該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)										その他 (㎡)				
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその全体に占める割合			甲種農地	第1種農地	その他	計								
			面積 (㎡)												
			割合												
	検討事項		意見		意見決定の理由										
	1 農地の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由		適当	不適当											
	2 資力及び信用		適当	不適当											
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無		適当	不適当											
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		適当	不適当											
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み		適当	不適当											
	6 農地以外の土地の利用見込み		適当	不適当											
	7 計画面積の妥当性		適当	不適当											
	8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性		適当	不適当											
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		なし	あり												
10 農地の利用の集積への支障の有無		なし	あり												
11 一時転用である場合には、その妥当性		適当	不適当												
12 法令 (条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		終了	未了												
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積 (㎡)	申請地に関する面積 (㎡)	施行時期	申請地に関する土地改良財産									
申請に係る土地と都市計画との関係		都市計画区域決定の有無	あり		なし										
			計画区域内	計画区域外		(告示 年 月 日)									
		都市計画法第8条に基づく地域地区の決定の有無	あり		なし										
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係		農業振興地域決定の有無	振興地域内		振興地域外		(告示 年 月 日)								
		農用地区域決定の有無	農用地区域内		農用地区域外		(決定 年 月 日)								
農地転用に関する許可基準からみた意見		農地転用に関する許可基準からみた意見		農地転用に関する許可基準からみた意見		農地転用に関する許可基準からみた意見		農地転用に関する許可基準からみた意見							

申請に係る土地と地域計画との関係	地域計画決定の有無	あり なし	
	(一時転用の場合) 協議の場の開催状況	開催済み(開催日 年 月 日) 未開催	
	(一時転用の場合) 農業を担う者の状況	復元後、地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが 確実 不確実	
総合意見			
許可が相当と認められる場合に付すべき条件			
都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無		有 ・ 無	
意見の概要			

(記載要領)

- 「申請土地の所在する区域」、「意見」、「手続の状況」、「知事の処分」、「都市計画区域決定の有無」、「農業振興地域決定の有無」及び「農用地区域決定の有無」の欄には、該当するものに○印を付する。
- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第 2 の 1 に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地又は第 3 種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第 1 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 のイの(ア)の a」のように、第 2 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 のオの(ア)の a の(a)」のように記載する。
- 「検討事項」欄の「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 検討事項の「12 法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令（条例を含む。）により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。
なお、土地利用規制に係る市町村の開発指導要綱などにおいて開発に係る市町村長との協議等を行う規定がある場合は、当該要綱に基づく協議等を了したかどうかを含め意見を記載する。
- 「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。
また、「意見の概要」欄には、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

(別紙様式例第4号の2) (農地法第5条) 許可申請書に係る意見書

様式例第4号の3

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

年 月 日

岐阜県知事 様

〇〇農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所等	譲受人	住所		氏名						
		譲渡人	住所		氏名 外 名						
	申請に係る土地	所在地番	市 郡 町 村		外 筆						
		地目別面積 (㎡)	田		畑		採草放牧地		その他		
		申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域				
事業計画	用途 (住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)										
	工事計画	着工 年 月 日 完了 年 月 日									
農地転用に関する許可基準からみた意見	農地の区分				申請条項	条 項	農地	採草放牧地	その他		
	許可基準に定める農地の区分の該当事項			法第5条		所有権移転 (㎡)					
	該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)					賃借権設定・移転 (㎡)					
						地上権設定・移転 (㎡)					
						その他 () (㎡)					
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその全体に占める割合	面積 (㎡)	割合	甲種農地	第1種農地	その他	計				
	検討事項		意見		意見決定の理由	手 続 の 状 況					
	1 農地の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由	適当	不適当	関連する農地法関連手続							
	2 資力及び信用	適当	不適当								
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	適当	不適当								
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	確実	不確実								
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確実	不確実								
	6 農地以外の土地の利用見込み	確実	不確実	法第18条				合意解約	法第18条第6項 通知書受領済		当事者協議中
	7 計画面積の妥当性	適当	不適当					その他	未受付	検討中	送付済
	8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性	適当	不適当	処 理 経 過				申請	年 月 日		
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	なし	あり	農業委員会受付					年 月 日			
10 農地の利用の集積への支障の有無	なし	あり	意見決定					年 月 日			
11 一時転用である場合には、その妥当性	適当	不適当	知事に送付					年 月 日			
12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終了	未了	指令書接受					年 月 日			
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積 (㎡)	申請地に関する面積 (㎡)	施行時期	申請地に関する土地改良財産					
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	あり	なし	計画区域内 計画区域外 (告示 年 月 日)							
	都市計画法第8条に基づく地域地区の決定の有無	あり	なし								
	地域地区の種類										
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内	振興地域外	(告示 年 月 日)							
	農用地区域決定の有無	農用地区域内	農用地区域外	(決定 年 月 日)							

申請に係る土地と地域計画との関係	地域計画決定の有無	あり なし		
	(一時転用の場合) 協議の場の開催状況	開催済み(開催日 年 月 日) 未開催		
	(一時転用の場合) 農業を担う者の状況	復元後、地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが 確実 不確実		
総合意見				
許可が相当と認められる場合に付すべき条件				
都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無		有 ・ 無		
意見の概要				

(記載要領)

- 「申請土地の所在する区域」、「意見」、「手続の状況」、「知事の処分」、「都市計画区域決定の有無」、「農業振興地域決定の有無」及び「農用地区域決定の有無」の欄には、該当するものに○印を付する。
- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 「検討事項」欄の「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 検討事項の「12 法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令（条例を含む。）により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。
なお、土地利用規制に係る市町村の開発指導要綱などにおいて開発に係る市町村長との協議等を行う規定がある場合は、当該要綱に基づく協議等を了したかどうかを含め意見を記載する。
- 「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。
また、「意見の概要」欄には、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

(権限移譲していない市町村の場合)

(別紙様式例第5号) 諮問依頼書(参考例)

〇 〇 第 〇 〇 〇 号
〇〇年〇月〇〇日

一般社団法人 岐阜県農業会議
会長 〇〇 〇〇 様

〇〇農業委員会会長 〇〇 〇〇

農地等の転用許可について(諮問)

農地法第4条第1項又は同第5条第1項の規定により、農地等の転用について別紙明細のとおり許可申請があり、これを岐阜県知事に送付しようとするので、同法第4条第4項又は同第5項(同法第5条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定により諮問します。

答 申 書

農地法第4条第4項及び第5項（同法第5条第3項の規定により準用する場合を含む）の規定により、 年 月 日付け〇〇市農委 号をもって諮問のあった「農地等の転用許可について」は次のとおり答申する。

「 〇 〇 〇 〇 」

年 月 日

一般社団法人岐阜県農業会議
会長 〇 〇 〇 〇

〇〇市農業委員会会長 〇 〇 〇 〇 様

営農型太陽光発電設備の一時転用許可に係る説明書 (☐ 新規 ☐ 更新)

項 目		内 容	備 考
1	農業委員会ネットワーク機構 (岐阜県農業会議) への諮問日	年 月 日	
2	市町村名		
3	許可区分	☐ 農地法第4条 ☐ 農地法第5条 ☐ 農地法第3条	一時転用期間 年 (3条申請者:)
4	営農者の属性	☐ 効率的かつ安定的な農業経営 ☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農 ☐ 上記以外の者	
5	農地区分	☐ 農振農用地を利用する場合 ☐ 第1種農地を利用する場合 ☐ 第2種農地又は第3種農地を利用する場合 ☐ 上記以外の場合	
6	申請地の面積	下部面積※1	m ²
		一時転用面積	m ²
7	発電設備の概要	支柱	・本数 本
			・高さ m
			・間隔 m
			・単管の直径 mm
		発電量	kwh/年
		経費(見積額)	円 (撤去費を含む。)
8	農地利用(現況)	作目	
		その他	☐ 遊休農地を再生利用する場合
9	農地利用(予定)	作目※2※3	※2 営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの別紙様式例第1号営農計画書の2.「栽培計画」を添付 ※3 サカキ等永年性作物の場合は、別途、別紙「営農型太陽光発電設備の下部の農地における永年性作物の樹高(伸長)・単収見込み」を添付
		収穫高/10a	
		その他	
10	関連データ	☐ 有 ☐ 無	
11	知見者の意見書	☐ 有 ☐ 無	(知見者名:)

12 添付書類	設計図	☐ 有 ☐ 無	
	営農計画書	☐ 有 ☐ 無	
	営農への影響見込み 及びその根拠書類	☐ 有 ☐ 無	
	誓約書 (撤去費用負担)	☐ 有 ☐ 無	
	誓約書 (報告書提出)	☐ 有 ☐ 無	
	その他		(工期: ヶ月)
13 農業委員会の所見			

(別紙)

営農型太陽光発電設備の下部の農地における永年性作物の樹高（伸長）・単収見込み

作物名：

作付予定： 年 月

地域平均の根拠：

	A	B	
	樹高(伸長) (cm) 又は 単収(kg/10a) の見込み	地域の平均的な 樹高(伸長)(cm) 又は 単収(kg/10a)	$A/B \times 100\%$ 樹高(伸長)又は単収 の増減見込み
作付時	cm		
1年目			
2年目			
3年目			
4年目			
5年目			
6年目			
7年目			
8年目			
9年目			
10年目			

※収穫開始までは樹高（伸長）（cm）を、収穫開始後は収量（kg/10a）を記入してください。

※B「地域の平均」欄の樹高（伸長）は、実際に植え付ける樹高（伸長）に換算して記入してください。

(別紙様式例第8号) 農地転用許可申請総括表

農地転用許可申請総括表

[illegible]

(別紙様式例第9号の1) 農地法4条関係申請明細書

農地法第4条関係申請明細書

(農業委員会名)

番 号	申請人住所・氏名		申 請 地 の 表 示				納 税 猶 予 の有無	農地区分 用途番号		転用目的
			所 在	地 番	地目	面積 (㎡)		開発許可区分		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		

(別紙様式例第9号の2) 農地法5条関係申請明細書

農地法第5条関係申請明細書

(農業委員会名)

番号	申請人（譲受人）住所・氏名		申請地の表示				納税 猶予 の有無	農地区分 用途番号		転用目的
	申請人（譲渡人）住所・氏名		所在	地番	地目	面積（㎡）		開発許可区分		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		
								～		

(別紙様式例第10号) 事業進捗状況管理表

年 月 日

事業進捗状況管理表

(〇〇年〇〇月許可分)

○農地法第4条関係申請證明書

○農地法第4条関係申請明細				○農業委員会			
番号	申請人住所・氏名	申請地の表示		納税地目	農地区分	用途区分	転用目的
		所在	地番				
1							
上記代理人							

○農地法第5条関係申請證明細

○農地法第5条関係申請詳細

番 号

申請人(譲受人)住所・氏名	申請人(譲渡人)住所・氏名	所 在	申 請 地 番	地 目	地 積	納税 農地区分	用途・区分

〇〇農業委員会

転用目的

1

上記代理人

(記載要領)

1 本表は、毎年1月から12月までに行なった農地転用許可事案について作成する。

2 「進捗報告」欄には、許可条件に基づき報告される進捗状況について、報告のあった都度、報告年月日及び進捗率を記載する。また、許可条件に基づき転用事業の完了報告が行われるまで、「進捗報告」欄を追加する。

3 「備考」欄には、事業計画どおりに転用事業が完了しない場合の是正指導の実施状況を記載する。

(別紙様式例第 11 号) 土地改良区の意見書 (参考例)

農地法施行規則第30条第 6 号 (同第57条の 2 第 2 項第 3 号) による意見書

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様
農 業 委 員 会 会 長 様

土地改良区

当該転用申請に対する土地改良区の意見

1 地区の概要

事務所の所在				
事業概要				
地区面積 (㎡)	田	畑	その他	計
組合員数	人			

2 転用申請に係る土地 (地区内に限る)

面 積 (㎡)		田	畑	その他	計	関係組合員数 (人)
内 訳	除斥を必要とする面積 (㎡)	田	畑	その他	計	
	除斥を必要としない面積 (㎡)	田	畑	その他	計	

3 転用により影響を受ける施設 (土地改良区の管理に係るものに限る。)

種 目	規 模	構 造	所 在 地	所有権者	影響の内容

(注.) 代替施設を必要とする場合は必要とする施設の概要及びその措置について記載すること。

4 転用に伴う取水・排水の周辺農地に及ぼす影響

区 分	影 響 の 内 容
取水 (用水)	
排 水	

5 転用申請土地に係る決済

地 目	要 決 済 金 額	積 算 根 拠	決済の時期・方法
田		1㎡当たり 円	
畑		1㎡当たり 円	
そ の 他			
計			

6 土地改良区と転用者（権利の移転を伴う場合は権利の取得者及び権利の移転者を含む。）との当該転用申請に係る協議の内容 （注.） 協定書、誓約書等関係書類を添付すること。

7 その他参考事項

（記載要領）

国、県、公団営土地改良事業の受益地である場合はその事業の概要（事業主体、事業規模、受益面積等）等参考となる事項を記載すること。

(別紙様式例第12号) 農地転用許可後の事業計画変更承認申請書
農地転用許可後の事業計画変更承認申請書

岐阜県知事 様

年 月 日

計画変更申請者（承継者）

住所

氏名

当初事業計画者（譲渡人）

住所

氏名

下記土地に係る農地法第 条の規定による転用許可については、 年 月 日付け
岐阜県指令 第 号をもって許可されましたが、下記のとおり計画変更をしたいの
で、承認願います。

記

1 土地の表示

当初計画者	土地の所在の地番	地 目		面積（㎡）	備 考
		台 帳	現 況		

2 当初計画者が、当初計画どおり事業を遂行できない理由

3 承継者の事業計画の詳細及び緊急性

・工事計画 変更前 着工 年 月 日 完了 年 月 日
変更後 着工 年 月 日 完了 年 月 日

4 事業計画に係る資金調達について（注.）

・資金調達計画 変更前 円
変更後 円

5 転用によって生ずる周辺農業の被害防除に関する施設の概要

6 その他

（注.）

事業計画変更後の必要資金額が当初許可申請時に必要としていた資金額を上回る場合は、
改めて資金計画に基づいて実施するために必要な視力があることを証する書面の添付が必要となります。

(別紙様式例第13号) 農地転用事業計画変更承認書

岐阜県指令	第	号
農地転用事業計画変更承認書		
別紙事業計画変更承認申請については、下記条件を付してこれを承認します。		
年	月	日
岐阜県知事		
記		
条件		
1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。		
2 承認に係る工事が完了するまでの間、本件承認の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況報告を、また、承認に係る工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。		
注意事項		
1 申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないときは、本件承認を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。		
2 事業計画を変更しようとするときは、再度承認を受けること。		
3 本件承認に係る転用の目的を達成したときは、土地の現況確認を受けること。		

土地現況確認申請書		
左記承認に係る転用の目的を達成し、土地の現況が農地又は採草放牧地でないことを確認願いたく申請します。		
年	月	日
(転用事業者)		
農業委員会会長 様		
◇		
土地現況確認書		
第 号		
上記申請のとおりに相違ないことを確認します。		
年	月	日
農業委員会		

(別紙様式例第15号) 買受適格証明願 (参考例)

買受適格証明願

岐阜地方裁判所 支部、 年 () 第 号公告に係る別紙物件目録記載の土地の買受適格者であることを証明するため、下記農地転用許可に係る転用の目的を達成することができる者であることを確認願いたく申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

岐阜県知事 様

記

転 用 事 業 者 住 所 氏 名					
農地転用許可区分	農地法第 5 条の許可				
転 用 目 的					
土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積（㎡）	備 考
		登 記 簿	現 況		
計					

(記載要領)

- 買受適格証明願の添付書類として以下の書面が必要となること。
 - 農地法第5条の許可申請書 (譲渡人は空白)
 - 上記申請に必要となる全ての添付書類
- 買受適格証明書が交付され、競売に入札し落札したときは、所有権移転のため、再度農業委員会に農地法第5条の許可申請をし、許可書の交付を受けることが必要となること。また、その際は、原則許可となること。
- 当該買受適格証明願に添付して提出された書面については、許可申請書、協議書又は届出書の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して、添付することを省略して差し付けないこと。

(別紙様式例第16号) 許可申請取下願 (参考例)

農地法第 条許可申請取下願

年 月 日

岐阜県知事 様
(農業委員会会長 様)

申請人 (譲受人)
(譲渡人)

農地法第 条の規定による許可申請書を、 年 月 日に提出しましたが、下記の
とおり取り下げます。

記

1 申請地

2 取下げの理由

3 申請書返戻の要否

要 ・ 否

(別紙様式例第17号) 融資（見込）証明書（参考例）

融 資（見 込）証 明 書

(借入希望者)

住所

氏名

様

当方では、個人住宅建築に必要な資金融資について、下記のとおりあなたから相談を受けており、農地転用の許可を条件に、融資する見込みであることを証明します。

記

1 融資相談日

年 月 日

2 融資希望金額

円

3 住宅建築予定地

m²

年 月 日

(証明者)

金融機関名

支店名

担当者名

電話番号

※証明書については、この参考例を踏まえ、証明書発行機関において、適宜、様式を修正することができるものとする。

(別紙様式例第18号) 転用資金に係る確約書 (参考例)

轉用資金に係る確約書

(農地法第 条許可申請者)

住所

氏 名

記

資金の種別	① 貸 付 ② 贈 与
予 定 金 額	
申 請 地	
事業の内容	

私は、上記の者が農地法第 条による許可申請するにあたり、私に資金があることを示す書面を添付のうえ、同人に転用事業に必要な資金を貸付・贈与する予定であることを確約します。

年 月 日

(資金の貸付・贈与者)

住 所

氏 名

続 柄

添付資料 残高証明書・預金通帳の写し
その他（ ）

※この証明書は、親族等から資金を受ける場合、許可申請書に添付すること。

※証明者において、資金の貸付・贈与に係る資力があることを証明する残高証明書等の資金
証明書を添付すること。

(別紙様式例第19号) 贈与契約書 (参考例・記載例)

収 入
印 紙

贈 与 契 約 書

別紙目録記載の不動産は、贈与者 (A) の所有であるが、 (A) はこれを受贈者 (B) に
贈与することを約し、 (B) はこれを受諾した。

なお、 年 月 日までに別紙目録記載の不動産の引渡し及び所有権移転の登記を申請すること
を確約する。

本契約を証するため、この証書2通を作成し、各自その1通を保存するものとする。

年 月 日

贈与者 住 所
氏 名

受贈者 住 所
氏 名

別紙 土地その他の物件の目録

土地その他の物件の表示	
所 在	〇〇市〇〇町一丁目
地 番	2 3 番
地 目	畑
地 積	1 2 3 . 4 5 平方メートル

同 意 書

年 月 日

(地域計画に位置付けられた農業を担う者・耕作者)

住 所

氏 名

私は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する土地において、一時転用に係る事業が実施されることについて、下記のとおり同意します。

記

1 同意に係る土地の所在等

土地の所在	地 番	面積 (㎡)	権利の種類
計			

2 同意する事項

私は、以下の【留意事項】を承知した上で、同意します。

【留意事項】以下の記載事項を確認した上で、☐をチェックしてください。

☐① 一時転用に係る事業が完了※した後は、当該土地において耕作を行うこと。

※事業地が農地として使用し得る適切な状態に埋め戻されることをいいます。

☐② ①に関して、事業完了後の土地が農地として使用し得る適切なものとなるため、

ア 事業完了後、地盤沈下が生じないようにすること

イ 事業完了後、農業機械の沈み込みや排水不良が発生する等の営農条件の支障が生じないようにすること

ウ 上記の事象が生じた場合は、転用事業者において速やかに是正措置が行われることについて、説明を受けたこと。

(記載要領)

(1) 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

(2) 対象となる土地は、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条に基づく地域計画が策定された農地をいいます。

**(別紙様式例第21号) 地域計画区域内における砂利採取目的での農地転用許可に係る
事業実施状況報告書 (参考例)**

年 月 日

岐阜県知事様
農業委員会会長様

住所
氏名

農地転用許可（・承認）後の事業進捗状況報告について（第 回分）

先に農地法第 条の規定により転用許可（・承認）になりました土地の工事進捗状況を下記のとおり報告します。

記

1 許可（・承認）年月日
年 月 日

2 許可（・承認）指令番号^{※2}
岐阜県指令 第 号

3 転用許可（・承認）地

4 事業面積
所要（全体）面積 m^2
うち、農地面積 m^2

5 事業目的

6 完了日
年 月 日

7 事業進捗状況^{※3}
以下の状況を地域計画^{※4}に位置付けられた農業を担う者（耕作者）に対し確認^{※5}しました。
☐ 埋戻し後、砂利採取に起因する農地の地盤沈下が生じていないこと
☐ 埋戻し後、砂利採取に起因する営農条件の支障^{※6}が生じていないこと

(記載要領)

- ※1 () 内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。
※2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。
※3 事業実施状況は現在の土地利用の状況を記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。
なお、転用許可に係る申請時点で農業を担う者が直ちに見つからない等により「今後検討等」として位置付けられた農地で事業を実施した場合は、確認を行う者が不存在となるため当該欄を削除すること。
※4 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画
※5 確認した事項について□にレ点を入れること。
※6 農業機械の沈み込みや排水不良の発生等をいう。

雇用実績の報告状況等管理表

番 号	市町村・ 担当課名	農地転用に係る 土地の所在・地番	面積 (㎡)	転用事業者		職種等	雇用者 総数	うち、 新たな地元元雇用者数		雇用割合 (%)	前回 報告時の 雇用割合 (%)	農業従事者の割合が3割未満となっ た場合にその割合を3割以上に増や すために講ずべき措置等	協定 締結日
				住所	事業者名			うち、 農業従事者数					
	(記載例) 〇〇市・産業 課	〇〇市〇〇字〇〇123-45 他〇 筆	6,000	〇〇市〇〇字〇〇123-45	(株)岐阜工業	自動車部品等 製造	100	30	8	26.7%		・被雇用者の年齢条件を緩和した上 で再度募集をする。 ・近隣自治体に範囲を広げて再度募 集する。	R7.4.
1										#DIV/0!			
2										#DIV/0!			
3										#DIV/0!			

(別紙様式例第 23 号) 農地転用許可指令書

(表面)

岐阜県指令	第	号
農地転用許可書		
別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。		
年	月	日
岐阜県知事		
記		
条件		
1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。		
2 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況報告を、また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。		
注意事項		
1 申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないときは、本件許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。		
2 事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。		
3 本件許可に係る転用の目的を達成したときは、土地の現況確認を受けること。		
教示 (裏面参照)		

土地現況確認申請書		
左記許可に係る転用の目的を達成し、土地の現況が農地又は採草放牧地でないことを確認願いたく申請します。		
年	月	日
(転用事業者)		
農業委員会会長 様		
土地現況確認書		
上記申請のとおり相違ないことを確認します。		
年	月	日
農業委員会		
第	号	

(裏面)

※ 4 ha 以下の場合

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 4 条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に審査請求書(同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。))を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和 25 年法律第 292 号)第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。

※ 4 ha 超の場合

〔教 示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 19 条第 2 項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。))正副 2 通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、岐阜県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、東海農政局長(愛知県名古屋市中区三の丸 1 丁目 2 番 2 号)に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和 25 年法律第 292 号)第 25 条の 2 第 2 項に規定する事項を記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。

(別紙様式例第24号) 農地転用許可（・承認）後の工事進捗状況報告書

年 月 日

岐阜県知事様
農業委員会会長様

住所
氏名

農地転用許可（・承認）後の工事進捗状況報告について（第 回分）

先に農地法第 条の規定により転用許可（・承認）になりました土地の工事進捗状況を下記のとおりに報告します。

記

1 許可（・承認）年月日

年 月 日

2 許可（・承認）指令番号^{※2}

岐阜県指令 第 号

3 転用許可（・承認）地

4 事業面積

所要（全体）面積 m^2

うち、農地面積 m^2

5 事業目的

6 建設計画

着工（予定） 年 月 日

完了（予定） 年 月 日

7 工事進捗状況^{※3}

（記載要領）

※1 （ ）内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。

※2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。

※3 工事進捗状況は詳細に記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。

なお、建設工事が当初の計画どおり進捗していない場合（遅延及び未着手）には、その理由及び今後の見通しを具体的に記載すること。

(別紙様式例第 25 号) 土地現況確認申請書

(表面)

岐阜県指令	第	号
農地転用許可書		
別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。		
年	月	日
岐阜県知事		
記		
条件		
1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。		
2 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 か月後及びその後 1 年ごとに工事の進捗状況報告を、また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。		
注意事項		
1 申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないときは、本件許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。		
2 事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。		
3 本件許可に係る転用の目的を達成したときは、土地の現況確認を受けること。		
教示 (裏面参照)		

土地現況確認申請書		
左記許可に係る転用の目的を達成し、土地の現況が農地又は採草放牧地でないことを確認願いたく申請します。		
年	月	日
(転用事業者)		
農業委員会会長 様		
◇ ◇		
土地現況確認書		
第	号	
上記申請のとおり相違ないことを確認します。		
年	月	日
農業委員会		

(別紙様式例第26号) 農地転用許可（・承認）後の工事完了報告書

年 月 日

岐阜県知事様
農業委員会会長様

住所
氏名

農地転用許可（・承認）後の工事完了報告について

先に農地法第 条の規定により転用許可（・承認）になりました土地の工事が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 許可（・承認）年月日

年 月 日

2 許可（・承認）指令番号^{※2}

岐阜県指令 第 号

3 転用許可（・承認）地

4 事業面積

所要（全体）面積 m^2

うち、農地面積 m^2

5 事業目的

6 建設計画

着工（予定） 年 月 日

完了（予定） 年 月 日

7 工事完了の状況^{※3}

（記載要領）

※1 （ ）内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。

※2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。

※3 工事完了の状況は詳細に記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。

(別紙様式例第 27 号) 土地現況確認書

(表面)

岐阜県指令 第 号	農地転用許可書
別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。	
年 月 日	岐阜県知事
記	
条 件	1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。 2 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 か月後及びその後 1 年ごとに工事の進捗状況報告を、また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく工事完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。
注意事項	1 申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないときは、本件許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。 2 事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。 3 本件許可に係る転用の目的を達成したときは、土地の現況確認を受けること。
教 示	(裏面参照)

土地現況確認申請書	
左記許可に係る転用の目的を達成し、土地の現況が農地又は採草放牧地でないことを確認願いたく申請します。	
年 月 日	
(転用事業者)	
農業委員会会長 様	
土地現況確認書	第 号
上記申請のとおり相違ないことを確認します。	
年 月 日	農業委員会

(別紙様式例第28号) 一時転用許可（・承認）に係る工事完了報告書

年 月 日

岐阜県知事様
農業委員会会長様

住所
氏名

一時転用許可（・承認）に係る工事完了報告について

先に農地法第 条の規定により一時転用の許可（・承認）を受けた土地について、下記のとおり工事を完了し農地に復元しましたので報告します。

記

1 許可（・承認）年月日

年 月 日

2 許可（・承認）指令番号^{※2}

岐阜県指令 第 号

3 転用許可（・承認）地

4 事業面積

所要（全体）面積 m^2

うち、農地面積 m^2

5 事業目的

6 建設計画

着工（予定） 年 月 日

完了（予定） 年 月 日

7 工事完了の状況^{※3}

※参考事項：砂利採取法第24条の廃止届受理日

年 月 日

(記載要領)

※1 () 内において不要の字句があるときは、取消し線により抹消すること。

※2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。

※3 報告に際しては、農地復元後の写真を添付すること。

(別紙様式例第29号) 催告書(参考例)

番号
年 月 日

様

岐阜県知事

催 告 書

あなたは、次のとおり農地転用許可を受けた後、(当該許可の目的に供しないまま放置)しているので、速やかに許可申請書に記載された事業計画に従って工事を完成させ、許可の目的に供するよう催告する。

なお、今後とも引き続き許可申請書に記載された事業計画に従った工事に着手(又は工事を完了)しないときは、農地法第51条第1項の規定により許可の取消し等の処分を行うことがあるので、念のため申し添える。

1 許可年月日

年 月 日

2 許可指令番号

岐阜県指令 第 号

3 許可地の所在

4 転用目的

5 転用面積

・農地 m²、採草放牧地 m²、その他 m²

6 建設計画

・着工予定 年 月 日
・完了予定 年 月 日

7 催告の理由

(記載要領)

()内は、工事に着手せず又は工事を完了しないまま放置している場合、その他許可申請書に記載された事業計画どおり工事を行っていない場合等において、許可後の工事の進捗状況に着目し、その実態を簡潔に記載すること。

農地台帳非登載確認申請書

不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく地目変更に係る土地の表示に関する登記申請に使用するため、下記の土地が農地台帳に登載されていないことを確認願いたく申請します。

年 月 日

(土地所有者) 住 所
氏 名

農業委員会 様

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況		
計					

2 土地現況の詳細等

農地台帳非登載確認書

第 号

上記の土地が農地台帳に登載されていないことを確認した。

年 月 日

農業委員会

(別紙様式例第31号) 農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認申請書
(参考例)

農地転用許可書等を添付できない場合における
土地現況確認申請書

不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく地目変更に係る土地の表示に関する登記申請に
使用するため、下記農地転用許可（又は農地転用許可事業計画変更承認）に係る転用の目的を達成
し、土地の現況が農地又は採草放牧地でないことを確認願いたく申請します。

年 月 日

（転用事業者）住 所
氏 名

農 業 委 員 会 様

記

1 農地転用許可に係る事項

転 用 事 業 者 住 所 氏 名					
譲 渡 人 住 所 氏 名					
農地転用許可区分	農地法第 条の許可				
許 可 年 月 日 番 号	年 月 日付け岐阜県指令 第 号				
転 用 目 的					
土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積（㎡）	備 考
		登記簿	現 況		
計					

2 農地転用許可計画変更承認に係る事項

変更後の転用 事業者 住所氏名					
変更前の転用 事業者 住所氏名					
変更承認区分	転用事業者の変更 転用目的の変更 その他（ ）				
承認年月日番号	年 月 日付け 指令 第 号				
変更後の転用目的					
変更前の転用目的					
土地の所在	地番	地目		面積（㎡）	備考
		登記簿	現況		
計					

3 農地転用許可書（事業計画変更承認書）を提出できない理由

4 その他

土地現況確認書

第 号

上記のとおり相違ないことを確認する。

年 月 日

農業委員会

(別紙様式例第32号) 農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認書
(農業委員会) (参考例)

農地転用許可書等を添付できない場合における
土地現況確認申請書

地目変更に係る土地の表示に関する登記申請に使用するため、下記農地転用許可（又は農地転用許可事業計画変更承認）に係る転用の目的を達成し、土地の現況が農地又は採草放牧地でないことを確認願いたく申請します。

年 月 日

(転用事業者) 住 所
氏 名

農 業 委 員 会 様

記

1 農地転用許可に係る事項

転 用 事 業 者 住 所 氏 名					
譲 渡 人 住 所 氏 名					
農地転用許可区分	農地法第 条の許可				
許 可 年 月 日 番 号	年 月 日付け岐阜県指令 第 号				
転 用 目 的					
土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	備 考
		登記簿	現 況		
計					

2 農地転用許可計画変更承認に係る事項

変更後の転用 事業者 住所氏名					
変更前の転用 事業者 住所氏名					
変更承認区分	転用事業者の変更 転用目的の変更 その他（ ）				
承認年月日番号	年 月 日付け 指令 第 号				
変更後の転用目的					
変更前の転用目的					
土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 （ m ² ）	備 考
		登記簿	現 況		
計					

3 農地転用許可書（事業計画変更承認書）を提出できない理由

4 その他

土地現況確認書

第 号

上記のとおり相違ないことを確認する。

年 月 日

農業委員会

農地台帳非登載確認申請書

不動産登記法(平成16年法律第123号)に基づく地目変更に係る土地の表示に関する登記申請に
使用するため、下記の土地が農地台帳に登載されていないことを確認願いたく申請します。

年 月 日

(土地所有者) 住 所
氏 名

農業委員会 様

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積(㎡)	備考
		登記簿	現況		
計					

2 土地現況の詳細等

農地台帳非登載確認書

第 号

上記の土地が農地台帳に登載されていないことを確認した。

年 月 日

農業委員会

（別紙様式例第34号） 農地の無断転用に対する措置についての照会書

農地の無断転用に対する措置についての照会書

年 月 日

農林事務所長 様

農業委員会会長（農業委員会事務局長）

年 月 日付け第 号で から照会のあった件につき調査の結果、
農地の無許可転用であることが判明したのでその取扱いについて照会する。

なお、その概要は次のとおりである。

記

1 調査年月日	年 月 日									
2 調査者氏名	農業委員 又は農地利用最適化推進委員						農業委員会担当職員			
3 土地の表示 と現況地目	所 在		地 番		登記簿 地 目	土地所有者の氏名・住所				現況地目
						氏 名		住 所		
4 他法令による 規制関係	都 市 計 画 法 関 係					農 振 法 関 係			そ の 他	
	線引都市計画			非線引都市計画		農振地域内		農 振 地域外		
	市街化 区 域	市 街 化 調整区域	用途地域	用 途 地域外	農用地 区域内	農用地 区域外				
5 違反転用の 経緯・概要										
6 付近農地への 被害状況										
7 原状回復の 必 要 性 に ついて			原状回復の必要がある							
			原状回復の必要に乏しい							
8 そ の 他 特記事項										
9 添付書類										

(別紙様式例第35号) 許可があったことの証明願(参考例)

証 明 願

年 月 日

岐阜県知事 様

交付申請者 住所
氏名

下記の許可が、現在取り消されていないことを証明してください。

記

農地法第 条の許可、 年 月 日付け岐阜県指令 第 号

転用目的 :
申請地 :
譲受人 :
譲渡人 :

(市町村農業委員会の確認)

第 号

上記のとおり相違ないことを確認しました。

年 月 日

農業委員会会長

許可があったことの証明書

第 号

上記許可が、上記のとおり許可がされており、かつ、取り消されていないことを証明する。

年 月 日

岐阜県知事

(注.)

本様式は、農地法第4条又は第5条の規定に基づく許可に係る様式例となること。

(別紙様式例第36号) 許可があったことの証明書(参考例)

証 明 願

年 月 日

岐阜県知事 様

交付申請者 住所
氏名

下記の許可が、現在取り消されていないことを証明してください。

記

農地法第 条の許可、 年 月 日付け岐阜県指令 第 号

転用目的 :

申請地 :

譲受人 :

譲渡人 :

(市町村農業委員会の確認)

第 号

上記のとおり相違ないことを確認しました。

年 月 日

農業委員会会長

許可があったことの証明書

第 号

上記許可が、上記のとおり許可がされており、かつ、取り消されていないことを証明する。

年 月 日

岐阜県知事

(注.)

本様式は、農地法第4条又は第5条の規定に基づく許可に係る様式例となること。

勧 告 書

第 号
年 月 日

違反転用者 様

農業委員会会長

あなたは、次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第51条第1項第 号に該当しているので、早急に農地へ復元、又は違反を是正するために必要な措置等に係る下記の事項について書面により報告をするよう農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項に基づき勧告します。
また、農地へ復元する等違反を是正した場合は、当農業委員会までご連絡ください。

記

違反行為に係る 土地の所在等	土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
			登記簿	現 況		
法第51条第1項 に該当する内容 及びその理由						

- 1 違反転用発生年月日
- 2 違反転用の内容
- 3 違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業
- 4 違反転用に至るまでの経過
- 5 今後の対応方針

（原稿提出例量表外）違反利用速報処理履歴
違反利用事案の概要（ 年 月末現在）

月末現在)

夏()年

月末現在)

[illegible]

2003年12月

非農地通知書

年 月 日

様

〇〇〇農業委員会
会長 〇〇 〇〇

貴殿が所有（借受）する土地は農地法第2条第1項の農地に該当しない旨判断しましたのでお知らせします。

このため、下記土地の登記について、登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。

なお、農業委員会は、下記土地について、農地台帳を整理するとともに、併せて市町村等関係機関に対し、農地法第２条第１項の農地に該当しない旨を通知することを申し添えます。

記

[illegible]

非農地通知一覽表

〇〇〇農業委員會 年 月 日現在

[illegible]